

## 第54回岩手県環境審議会 会議録

日 時 令和6年1月31日（水）

13:30～15:30

場 所 エスポワールいわて大中ホール

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 報 告

- (1) 令和4年度岩手県環境基本計画の進捗状況について
- (2) 地球温暖化対策実行計画の進捗状況について
- (3) 第50回岩手県環境審議会大気部会審議結果について
- (4) 第41回岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (5) ツキノワグマによる人身被害対策について

### 4 その他

#### （出席委員）

伊藤歩委員（リモート）、内澤稲子委員、小野澤章子委員（リモート）、小野寺真澄委員（リモート）、工藤貴子委員、後藤均委員、齋藤貢委員、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、鷹觜紅子委員、滝川佐波子委員、塚本善弘委員、寺長根実委員、沼田けさ子委員、晴山渉委員、平元尚人委員（リモート）、松本勝徳委員（リモート）、山内貴義委員（リモート）、山崎朗子委員、渡邊里沙委員、杉山佳弘特別委員（和田純典氏 代理出席）、宮本健也特別委員（石井宏幸氏 代理出席、リモート）、宮本亮委員（リモート）

#### （欠席委員）

石川奈緒委員、佐藤信逸委員、佐藤康委員、篠原亜希委員、武田哲委員、丹野高三委員、辻盛生委員

## 1. 開 会

○小國副部長兼環境生活企画室長 ただいまから第54回岩手県環境審議会を開催をいたします。私は事務局を担当しております環境生活部副部長の小國でございます。どうぞよろしくお願い致します。暫時司会を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

本日は委員30名のうち、現時点で19名の皆様のご出席をいただいております。若干名につきましては、いまこちらに向かっているということでございます。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定によりまして、会議が成立していることをご報告いたします。

なお、当審議会ですが、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報を県のウェブサイトにて公開することとしておりますので、予めご了承願います。

## 2. 挨拶

○小國副部長兼環境生活企画室長 それでは、開会に当たりまして、環境生活部福田部長よりご挨拶申し上げます。

○福田環境生活部長 本日も大変お忙しい中お集り頂きましてありがとうございます。皆様には日頃から多方面で県政にご協力いただいておりますことに、改めて感謝申し上げたいと思っております。

前回の会合では、脱炭素施策に関して、Z世代を含む若者のワーキンググループを立ち上げる旨をご報告いたしました。昨年11月に提言がまとまりまして、①暖房貧乏にならないために省エネ住宅を増やすこと、②若者が就職を希望する脱炭素経営企業を増やすこと、こういったことが盛り込まれたところでございます。

また、風力発電の整備促進につきましては、環境保全や地域経済循環、つまり地元のメリットを如何に実現するかがポイントとなっております。環境アセスメントにおけるゾーニングも行うこととしておりますが、加えて、適正立地や地域裨益に向けた税制面での検討も行っておりますので、本日、その内容をご報告させて頂きたいと考えております。

そのほか、県有施設の脱炭素化なども進めることとしておりますが、本日は脱炭素以外にも、資源循環や自然共生など、幅広い分野をご審議いただくことになっております。限られ

た時間ではありますが、忌憚のないご意見を賜うことができればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

### 3. 報 告

- (1) 令和4年度岩手県環境基本計画の進捗状況について
- (2) 地球温暖化対策実行計画の進捗状況について
- (3) 第50回岩手県環境審議会大気部会審議結果について
- (4) 第41回岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (5) ツキノワグマによる人身被害対策について

○小國副部長兼環境生活企画室長 それでは以降の進行につきましては、審議会条例第3条第2項の規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、渋谷会長にお願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 皆さんこんにちは。今日はよろしくお願い致します。

早速ですけれども、まず、議事に入る前にちょっとお願いがありまして、昨今環境基本計画もそうなんです、脱炭素、それから自然共生とか、資源循環と様々な分野において、金融機関の役割が非常に大きくなっているように思っております。

今回、環境とか経済社会、一体的向上を掲げています岩手県環境基本計画とか地球温暖化対策実行計画の進捗をお話いただくんですけども、その報告が予定されておりますけれども、岩手県の審議会の運営規定の5条によりまして、金融の立場から、これらの分野について専門的な意見を伺いたい、この機会をいただいて専門的な考えをいただければと思っております。つきましては、岩手銀行の営業戦略部の松井部長代理様に、ご出席を求めたいと考えておりますけれども、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは特段ご異議がないということで、松井様、出席についてよろしくお願い致します。

○岩手銀行松井部長代理 松井でございます。よろしくお願い致します。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。それでは、改めまして、会議の次第により議事を進めさせていただきたいと思います。

まず初めに、(1)の令和4年度岩手県環境基本計画の進捗状況について、事務局からご説明をお願い致します。

○中村環境生活企画室企画課長 環境生活企画室の中村と申します。私の方から資料1の通り、説明させていただきます。

前回の審議会では中間報告として説明した事項でございますが、数値等確定しましたので改めて説明させていただきます。資料のページ番号でいうと3ページ、通し番号でいうと4ページをご覧くださいと思います。

ご案内のとおり、現行の環境基本計画は「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と「環境分野別施策」の2つの施策領域を設けておりまして、横断的施策では総合的指標として3分野に5指標を、分野別施策では総合的指標として5分野10指標の他、施策推進指標として32指標を設定しております。(1)の環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策について説明いたします。

1つ目の地域資源の活用による環境と経済の好循環についてですが、主な取組として、市町村脱炭素先行地域を支援いたしまして、現在、現時点まで、宮古市、久慈市、紫波町の3市町が選定されるなど、持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築を推進しておりまして、他にも5ページから10ページに書かれている多くの取組を行っています。この分野の取組の達成状況でございますが、真ん中の箱囲みで書いておりますが、総合的指標の1指標が「向上」していることなどから、進捗状況は「順調」と判断しております。

続きまして2つ目の自然と共生した持続可能な県土づくりでございますが、主な取組としては、風力発電事業に係る環境アセスメントの計画段階での環境配慮書作成ガイドラインを作成しまして、持続可能な県土づくりを推進しました。この分野につきましては11ページから14ページに詳細が書いてありますが、総合的指標は「横ばい」が1指標、「向上」が1指標であることなどから、進捗状況は「概ね順調」と判断しております。

3つ目ですが、環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現でございますけれども、県の取組としましては、飲食店での食べ残しの削減を図るための「新ドギーバッグデザインコンテスト」を開催するとともに、優秀作品のデザインによる持ち帰り容器「おあげんせバッグ」を作成し、エコ協力店等との連携による普及啓発を実施し、環境にやさしく健康で質の高い

生活の実現を進めておりまして、達成状況につきましては、総合的指標 2 指標はどちらも向上していることなどから、進捗状況は「順調」と判断しております。

続きまして（2）の環境分野別施策についてでございます。1つ目の「気候変動対策」についてですが、主な取組といたしましては、地球温暖化対策実行計画を改定したところでございます。省エネの促進等によって地球温暖化対策を推進することとしておりまして、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で57%削減する新たな目標を設定し、気候変動対策を推進しているところでございます。詳細の取組については18ページから21ページに記載してございます。こちらの分野の評価でございますが、4ページの中ほどに表がございますけれども、総合的指標 2 指標はどちらも A、施策推進指標 10 指標のうち 9 指標が A または B であったことなどから、この分野の進捗状況は「順調」と判断しております。

3ページ目に戻りまして、2つ目の「循環型地域社会の形成」について、主な取組として、青森県境産業廃棄物不法投棄事案の原状回復についてでございます。汚染土壌等の浄化対策に取り組ましまして、長い年月と莫大な費用を費やしましたがけれども、令和 4 年度に完了したということでございます。また、不法投棄の原因者への責任追及等を行っておりまして、廃棄物の適正処理を推進しているところでございます。この分野につきましては、総合的指標 2 指標のうち達成度 B が 1 つ、D が 1 つで、施策推進指標 8 つのうち 6 つが A または B であったことなどから、進捗状況は「概ね順調」と判断しております。

続きまして 3 つ目の「生物多様性の保全・自然との共生」でございます。主な取組として、ツキノワグマの市街地出没への対応訓練や、農林業被害の低減を図るための捕獲などを実施し、野生動植物との共生を推進しております。この分野につきましては、総合的指標 2 指標の達成度は A または B で、施策推進指標 7 指標のうち 5 指標が A または B であったことから、進捗状況は「順調」と判断しております。

次のページに参りまして、「環境リスクの管理」でございます。主な取組としましては、環境アセスメントの計画段階の環境配慮書の作成ガイドラインの作成ということになります。詳細については割愛いたします。この分野につきましては、総合的 2 指標の達成度は A または B、施策推進 5 指標のうち 4 指標が A であったことなどから、進捗状況は「順調」と判断しております。

最後に 5 つ目ですが、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」でございます。主な取組として、水生生物による水質調査となっております。93 河川の延べ 139 地点で県内児童等が実施しておりまして、持続可能な社会づくりに向けた環境学習が行

われているということでございます。この分野につきましては、総合的指標 2 指標の達成度はいずれも B であり、施策推進指標 2 指標が A であったことなどから、進捗状況は「順調」と判断しております。

環境分野別の進捗状況については、4 ページ中ほどの表の通り、先ほど説明した通り、「順調」又は「概ね順調」となっているところがございますが、指標の達成度が C（60～80%未満）または D（60%未満）となったものについては、その理由と今後の方向についてまとめておりますので、ページが飛びますが、40 ページをご覧くださいいただければと思います。

上から行きますけれども、総合的指標のうち、「一般廃棄物のリサイクル率」につきましては、令和 4 年度目標の 21.2% に対して実績値が 17.1% となったものでございます。これは、例えば店舗への持ち込みなど、市町村の計画収集以外のリサイクルの増加のほか、新型コロナウイルス感染症の影響による町内会等の集団資源回収の中止や、在宅時間増加によるリサイクルできない、いわゆる片付けごみ、粗大ごみ等の排出量が増加したため、リサイクル率が目標に届かなかったものでございます。今後につきましては、集団資源回収については再開されると思いますので、よりリサイクル率の回復が見込まれるところがございますが、リサイクル率の向上につながる家庭ごみ有料化を促進するなど、市町村を支援していくこととしています。

次に施策推進指標の一つ目「再造林面積」につきましては、令和 4 年度目標の 1,000ha に対して実績値が 804ha となったもので、国や県の補助事業等を活用した再造林を促進したところですが、木材需要の減少に伴う主伐面積の減少により、主伐後の再造林面積も減少したことから目標に達しなかったものでございます。今後は、市町村が実施する森林経営計画の認定、森林等における再造林や間伐等の森林整備の支援に取り組むこととしています。

次ですが、「エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量」については、令和 4 年度目標の 1,900 トンに対して実績が 1,031 トンとなったものでございます。これは、エコショップの系列店舗の統合や、業務の負担軽減のために一部の品目で回収量の把握をやめた店舗が複数あったことから、資源回収量が目標に達しなかったものでございます。今後は、市町村等と連携して家庭ごみの削減を図るとともに、店頭資源回収に取り組む認定店の拡大に取り組むこととしています。

3 番目です。「災害廃棄物処理計画策定市町村数」でございます。こちらは、目標が 33 の全市町村に対して実績が 25 市町村にとどまったものですが、市町村においては人員体制の状況等により計画策定に必要なデータ整理や住民説明に時間を要したという状況でございま

す。今後は、市町村の計画策定に向けた研修会を開催するなど、引き続き支援を行いたいと思います。

次ですけれども「イヌワシの繁殖率」については、目標が14%に対して実績が3.8%となったもので、餌不足やクマなどによる捕食、気象状況等自然的な要因のほか、営巣地周辺への人の立ち入り等の影響が考えられてございます。今後は、モニタリングや生息環境改善等、繁殖支援に取り組むとともに、保全を図るべきエリアをマップ化し公表するなど、これまでと異なる視点での解決策を検討していきます。

次ですが、「県民参画による公益的な機能を重視する森林整備面積」についてですが、目標の20,780haに対して実績が18,468haとなったもので、植林やそれに伴う育林作業が増加したことにより、間伐作業員の確保が難しくなり、また事業対象の森林が奥地化していること等により、施工可能な森林の確保が進まなかったものでございます。今後は、強度間伐や伐採跡地への植林のほか、森林整備に必要な作業道の開設や気象被害を受けた森林の整備などに取り組むこととしています。

一番下でございますが、「污水处理人口普及率」でございます。目標の86.5%に対して実績が84.9%となったものでございますが、浄化槽の設置につきましては、補助を行っているところですが、浄化槽利用世帯人口の減少等により、普及率の伸びなかったものでございます。今後は、地域の実情に合った効率的な污水处理施設の整備を推進するとともに、水資源の保全や污水处理の必要性について住民理解を深めるための啓発活動を行っていくこととしています。

以上で、令和4年度の岩手県環境基本計画の進捗状況の説明を終わります。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、まず会場の委員の皆様から、ご質問、意見等をいただきたいと思います。いかがでしょうか。質問等ありましたらお知らせください。

○塚本善弘委員 2点ほど質問させていただきたいんですけども、1点目、先ほど40ページのところで、施策推進指標の2の循環型社会形成の1つ目でエコショップいわて認定店等による店頭資源回収量がDになってる部分なんですけれども、具体的には数字は25ページの(2)の表の上から二つ目のところであって、現状値が2019年が1,542トン、2022年、R4が1,031トン、3分の1、かなり減少幅が大きいなという感じがしたんですけど、私自身はエコショッ

プいわてを含めたエコ協力店いわて認定事業の県からの事業委託先となるNPOなどを選ぶ委員会の委員も務めていてお尋ねしたいんですけど、これ1,500から1,000ということで、減少量3分の1、相当多く減少してるなど、幅が大きい感じがあるんですけど、40ページのところを見ると、系列店舗等の統合だとか、回収品目が減少した店舗が複数あったと、複数というか少しあったような感じぐらいだったと思います。かなりの店舗数の減少でないと3分の1減らない気がするのですが、その辺詳しいデータがもし分かれば教えていただきたいと思います。

○渋谷晃太郎会長 はい。まず一つ目、よろしくお願いします。

○古澤資源循環推進課総括課長 資源循環推進課の古澤です。詳しいデータは今持ち合わせてないんですけども、今委員おっしゃった通り、ジョイスであるとか、多数の店舗持たれてる業者さんが、一気に統合した形で、減ったということと、あと回収量につきましては、多数の品目、例えばビン、缶、トレイとか、それぞれ計量をしていた業務を、人、手間暇がかかるということで、ある程度重量物は量るんだけど、軽いものはもう量るのやめたということがあって、数字が落ちてしまったということでございます。

○塚本善弘委員 ありがとうございます。もう一点ですが、細かい部分ではあるんですけども、16ページの真ん中辺り。「人と動物の共生を目指したペットの適正飼養の推進」ということに関連した質問を1点加えていただきたいのですが、私自身は近年、猫を中心とした殺処分の減少とか、譲渡に関する研究もちょっと関わってる場所なんですけども、その点でこういったものに関心を持ってるんですけども、それでそこに書いてある動物愛護センターの設置の推進とかに関する話じゃなくて、それも関係するんだと思うんですけども、元日に大きな能登半島地震の被災地で、ここ数週間ぐらいメディア報道でもそのペットの同行避難ですとか、それからペットの災害対策とかに関する報道も目立つような感じに見てる方からすると思うんですけども、その関係でちょっと私調べてみたところで、2018年の段階で環境省が人とペットの災害対策ガイドラインというものを策定して以降、全国各地でも自治体単位で、県レベルも含めて、2020年前後以降、近年そういうペットの同行避難ですとか、ペットの災害対策に関わる県も含めた自治体単位のガイドラインだとかマニュアルなども細かいものを策定して、そういった災害が起きたときの対策に努めている自治体が増え



ているという感じがあるんですけども、それに対して、一方、岩手県のホームページを拝見したところ、そのあたり、岩手が3.11の地震被災県でありながら、あまりしっかり検討なされていないような印象を受けまして、それで県のホームページ、具体的には、災害時のペットとの同行避難についての簡単な説明のページとまさに関連するリーフレットがある。あと、コロナの前に、釜石市だとかの沿岸の市と町で行われた避難訓練実施結果についての簡単な紹介結果については文書である程度で、さっき申し上げた県としての、そういうペットの同行避難だとか、或いは災害時のペットの扱い方とか対策についてのガイドラインだとかマニュアルだとか、そういったものの検討がどれぐらい行われているのか、そういったことに関して県としての考えをお聞かせいただければと思います。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長 県民くらしの安全課、佐藤と申します。ご質問ありがとうございます。ペットの同行避難の関係でございます。今もご指摘いただいた通り、ガイドラインとして国が示したものが2018年、こちらで示されたところではありますけれども、県独自でという形でのガイドラインは現在のところ策定はしていないところでございます。実際のところの活動ということにはなりますけれども、コロナ期間は訓練等についても大分抑え気味になったところではございますけれども、また今年度、防災訓練においても避難訓練の際の同行避難のやり方であったりとか、獣医師会と協力しまして、同行避難の訓練についても実施しているところでございます。各保健所においてその各市町村と連携をしまして、ペットと同行避難の仕方についての進め方についても話し合ったところでございまして、実例として各自治体にやっていただいております防災訓練などを通じまして、実際にはそれぞれの市町村において対応できる形でを進めていきたいというふうに考えております。

○塚本善弘委員 ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 よろしいでしょうか。ありがとうございました。ほかの委員の皆様いかがでしょうか。はい。お願いします。

○渡邊里沙委員 飲食店を経営する立場ですので、15ページのドギーバックの件で伺いたい

と思っております。この取組はすごくいいと思うんですけども、啓発活動を実施するのは、推進しましたということであるんですけども、そもそも目的としては、食品の廃棄を無くしていくということで、これはどれだけ効果があったのかということと、こういうことで一過性で、この後どうなっていくのか、これは継続してやられているのかどうかというのが、私は飲食店でこのバックを見たことがなくて、やるのであればやはり継続的にやって欲しいなというところで、そのあたりをお伺いできればと思います。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。お願いします。

○古澤資源循環推進課総括課長 資源循環推進課の古澤でございます。このドギーバックの事業は令和4年度に実施しまして、配布も約2万枚ほどで、4年、5年という形で配布したところでございます。その効果がどういう形で出るかっていうと、国の方で食品ロスがどれぐらい出てるかということで、推計なんですけれども、それが1年後、2年後と、ちょっと時間差で出てくるものですから、そのあたりで効果がどの程度あったのかなということが確認できるのかなというふうに思ってます。まずは試験的に、食品ロスを物理的に減らすやり方として、まずはやってみたというものでございます。

○渡邊里沙委員 ありがとうございます。飲食店の立場とすると、やはりどうしても出てしまうと、こう何とか削減したいと思いはあるので、こういった取組はとても継続して欲しいなというところと、ただしやはりこれに対して、業者側が費用負担だとかそれを用意するっていうのはなかなか難しいところもあるので、せっかく特に盛岡は飲食店集積してるところですので、本当、継続して取組ができるようにしていただければと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 お願いします。

○鷹嘴紅子委員 今のドギーバックに関連したことなんですけれども、令和4年から実施されたということなんですけれども、一体どういったところに対して、こういったドギーバックだとかそういったことを推進しているのか。と言いますのは昨年、令和5年度ですけれども、いろんな業界で総会であるとか、そういった会合が数多くあるんですけども、ホテル

であるとか、どっかの会館みたいなところだったりとか、驚くほどの量の食べ物が余っているんです。それを「これは持ち帰りできますか」というのを、その建物の方、管理者の方に聞いたんですけども、「持ち帰りできるのはお花だけです」と言われたんです。ですから、せっかくこういういいものがあるのに、皆さんにあまり知らしめてないんじゃないかなというふうに思いまして、こういったところにそれをしたとか、教えていただけますか。

○古澤資源循環推進課総括課長 はい。県のホームページなどでこういう事業をやりますということでは、ご紹介しているんですが、それに加えて例えば食べきり協力店にご登録をいただいた業者さんに、ドギーバックを必要数お渡しするような形でやっていたというところがございます。それで先ほどお話がありましたように、例えばそのホテルさんであるとかは、なかなかちょっと難しいところではあるとは思いますが、想定してるのは、そこで食べきれなかったものを家に帰って、また美味しくいただくということでもって食品ロスを減らすということを想定してるわけなんですけど、生物ですとか、その場で食べなかったがゆえに持ち帰ってお腹を壊したということになると、それはそれでちょっと、というところもありますので、その辺は飲食店さんの方に律していただかなければいけないところはあるんですが、我々とする食べきり協力店というところに登録した業者さんに配布するような形で、周知したという形になってます。

○渋谷晃太郎会長 よろしいでしょうか。

○鷹嘴紅子委員 はい。

○渋谷晃太郎会長 他にはありますでしょうか。それでは次にリモート出席の委員の皆様方からご質問等ございますでしょうか。ご質問がある方は挙手ボタンを押していただきたいと思います。いかがでしょうか。聞こえますでしょうか。特にございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは本件についてはこれで終了させて頂きたいと思います。

続きまして(2)の地球温暖化対策実行計画の進捗状況について事務局の方からご説明をお願いします。

○高橋グリーン社会推進課長 はい。環境生活企画室の高橋でございます。

資料は資料の2となります。通しのページで言うと、41ページからとなります。第2次岩手県地球温暖化対策実行計画でございますけれども、昨年度、審議会におきましても、様々ご意見を頂戴致しまして、改訂をしたところでございますけれども、今回ご報告します資料は、1番に記載してある通り、計画の令和4年度、2022年度の進捗状況を取りまとめたものになっております。

取りまとめの方法は2番に記載してある通りでございます。まず計画で制定しております目標、①基本目標となる指標、②施策の取組状況に係る指標それぞれについて、基本目標に関しましては、最終目標値である2030年度に対する進捗率を、施策の取組状況については、2022年度の目標値については設定しておりませんので、各年度の実績を記載しているというまとめ方になっております。

3番で進捗状況をご報告いたします。まず(1)基本目標の1つ目、温室効果ガスの排出削減割合でございます。2030年度の目標値、2013年度比で57%に対しまして、2020年度の実績、30.3%になっております。目標値に対して53.2%という数字になっております。あわせて進捗率という数字もお示ししておりますけれども、こちらは2021年度を起点にした2030年度目標に対する進捗率ということで、ご報告いたします。

次のページに参りまして②番、再生可能エネルギーによる電力自給率でございます。こちらは2030年度の目標値66%に対しまして、2022年度、41%となっております。目標値に対しては62.1%、同じく進捗率を申し上げますと8.8%となっております。

最後に③森林吸収量の見込みでございます。こちらは目標値141万6000トンに対しまして、2020年度に151万9000トンということで、進捗率は107%となっております。

次のページ以降に関しましては、詳細の説明は割愛させていただきますけれども、施策指標の取組状況の2022年度実績値を記載しております。冒頭にご説明しました通り、2022年度に関しては、目標値を設定しておりませんので、進捗の評価を行わずに、実績値のみを記載しております。

なお、2023年度以降は、目標値を設定しておりますので、実績を踏まえて、進捗状況をご報告する予定としております。引き続き目標達成に向けて取り組んで参ります。説明は以上でございます。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、まず会場の委員の皆様からご質問等いただきたいと思います。いかがでしょうか。現時点では順

調に減っているという感じでしょうか。どうぞ。

○鈴木まほろ委員 岩手県立博物館の鈴木と申します。すいません、細かいところで恐縮なんですか質問がございます。44ページ。表の4の③のところでニホンジカの最少捕獲数の目標値がございまして、目標が25,000頭で実績が26,554頭で超えているんですけど、その横に目標値設定の考え方がございまして、こちらシカ管理計画において定めて捕獲目標数2万5000頭（個体数が低減すると試算された頭数）を目標値とすると書かれております。が、2年前ですかね。こちらの審議会の自然鳥獣部会で、確か第6次シカ管理計画のご説明があったんですけど、その時のご説明では、25,000頭の捕獲は個体数の維持、これ以上増えないと試算される頭数だと、低減するためには、さらにもっと取らないと減りませんというふうにご説明いただいたと思っております。現在の岩手県の第6次シカ管理計画の文章の方にも25,000頭では効果的に個体数が減るまでにはいかない、というふうに書かれておまして、その後、シミュレーションの結果が変わったのか。或いは認識が変わっていないのか、そこを教えていただければと思います。

○渋谷晃太郎会長 いかがでしょう。

○酒井自然保護課総括課長 はい。自然保護課の酒井でございます。シカの目標頭数の関係でございますが、ちょっと表現のニュアンスの部分かと思えます。推計値として10.7万トンという形で推計をさせていただいて、この計画の中で25,000頭以上という目標設定をさせていただきます。これでシミュレーションしますと、10.7万頭よりは減りますよということなんです。が、国の目標として掲げてるその半減目標みたいなものっていうことから考えると、10.7万頭あったら、10万切るぐらいの話ですので劇的な削減にはならないということの意味での表現ということで、減りません、現状維持ですと必ずしも言ってるわけではなくて、半減目標に行かないというようなニュアンスとして、ご理解をいただければと思います。

○鈴木まほろ委員 ありがとうございます。ニュアンスの問題ということですね、危惧されるのは、最少目標値25,000頭の設定をクリアしたことで満足してしまうことを危惧しておりますので、これでは効果的な低減には繋がらないということ、関係者一同、認識を強く持つておかないといけないのではないかと思いますので、そのニュアンスの部分も、よく検討

いただければと思います。以上です。

○酒井自然保護課総括課長 補足させていただければ、25,000頭以上という形で取り組まさせていただきます。ただ、実際の実現ということになりますと、予算面とかマンパワー面とかいろんなもろもろの予定と重なって参ります。ただその中でも、今年度シカ管理計画の中でも、27,000頭ということでさらに上積みした目標を掲げて取組をさせていただいておりますので、25,000頭に限らず、いずれは強力に進めるということで目標は高め高めで設定し、取り組まさせていただきます。

○鈴木まほろ委員 はい。ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 他にはいかがでしょうか。はい。

○晴山渉委員 41ページの温室効果ガスのグラフについての質問なんですけども、順調に目標値に向かってだんだん下がっているという現状で、順調にこれ下がってきている原因、理由、主要因は暖房の使用量減少とか、そういうものがわかってるのか教えていただけますでしょうか。

○高橋グリーン社会推進課長 はい。この分野としましては、今、晴山委員がおっしゃったのは住宅がメインだと思うんですけども、それ以外にも産業部門であったりとか、車を中心とした運輸の部門など、それぞれの部門がありまして、基本的に見ますと、どの部門も減少傾向にはもちろんあります。そのうち住宅に関しましては、住宅の消費エネルギーというのは我々もしっかり把握はしてるんですけども、確実に減ってはおります。その要因は今おっしゃられたように、暖房に要する経費であったりとか、エネルギーであったりとか、そういったものがやはり住宅の性能が良くなっていくとか、住宅の更新が進んでいくことによって、進んでいるということが要因の1つとしてあると思っております。

○晴山渉委員 わかりました。そうすると、電力の自給率としては変わらなくても、その分化石燃料の分が減っているという分が大きいのかなと、影響しているということで、わかりました。

○渋谷晃太郎会長 はい。よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。それでは次にリモート出席の委員の皆様方から、ご質問がありましたら承りたいと思います。ご質問ある方は挙手ボタンを押して頂きたいと思います。いかがでしょうか。

○宮本亮委員 よろしいでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 はい。よろしく申し上げます。

○宮本亮委員 東北農政局の宮本と申します。今お話があった温室効果ガスについてなんですけれども、政府全体としても、一昨年、農林水産分野については「みどりの食糧システム戦略」というものを制定して、効率をよくして、農林水産分野の温室効果ガスの削減に取り組んでいるところです。ご参考までに申し上げますと、直近で日本の温室効果ガス全体の排出量がCO<sub>2</sub>換算で約12億トン、そのうち農林水産分野でだいたい5000万トンということで、全排出量の4.2%が農林水産分野から排出されているんですけれども、こちらのグラフ、岩手県での状況が出てますけれども、各産業分野毎の温室効果ガスの排出量の内訳というのはどうなっているのでしょうか。

○高橋グリーン社会推進課長 資料をいま手元に用意するまで少々お待ちいただければと思うんですけれども。今のご質問は、先ほど私、産業とか家庭部門それぞれを、というお話を差し上げたんですけれども、その部門別ということで、考えてよろしいでしょうか。

○宮本亮委員 大体何割毎に、例えば農業だと4%が日本全体での排出量なんですけど、岩手県での農林水産分野での排出量が何割ぐらいなんでしょうか。

○高橋グリーン社会推進課長 大変お待たせしました。今のご質問の農林水産分野の割合に関しましては、申し訳ございません、いま手元に資料がございませんので即答はできかねるところでございます。概ね、代わりと言っては恐縮ですけれども、2020年度の温室効果ガス排出量のうち、本県の場合一番多いのが産業分野になっております。次いで、家庭部門といったことになっております。その産業部門のうちいくらかが農林水産分野ということにな

と思いますけれども、後程、ご回答ということでもよろしければ、そのような形でお願いいたします。

○宮本亮委員 後程教えてください。産業分野ごとの割合を。よろしくお願ひいたします。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。それでは後程ご回答、よろしくお願ひいたします。他に、リモートの委員の皆様方からいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。はい。ありがとうございます。

それでは、環境基本計画と温暖化の報告いただいたところなんですけれども、ここで、岩手銀行の松井様から、これまでの報告のありました環境基本計画、地球温暖化対策実行計画の進捗状況等について、金融機関としてのご意見とか、今後の取組みたいな話がありましたら、ご意見を頂きたくよろしくお願ひいたします。

○岩手銀行営業戦略部松井部長代理 ご紹介に預かりました、岩手銀行営業戦略部の松井と申します。着座させて頂いて失礼いたします。ご出席頂いている皆様におかれましては日頃より弊行業務全般にわたり多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。最初に弊行のご紹介ですけれども、弊行では経済価値を創造する企業が持続可能であるために、由来となる環境価値と社会価値が持続可能であることを前提とし、環境、社会、経済の3つの要素に与える影響を考慮することが、自らの事業活動の長期的な維持にかかせないというサステナビリティの理念に基づきまして、脱炭素社会の実現に向けて、環境課題や地域におけるSDGs、ESGにおける先導的な役割を担うことに加えて、先ほど県の方々から報告がありました、東日本大震災を乗り越えた経験から得た教訓を次世代に繋ぎ、共有することで、社会、経済基盤の維持・安定と強靱性の向上に取り組むたいと思っているところでございます。

まず岩手県さまとの具体的な取組としては、初めに「岩手県県有林Jクレジット販売に係る仲介業務契約」についてご紹介いたします。岩手県がJクレジット、森林系なんですけれども、こちらの仲介業務を締結するのは当行が初でございまして、一関市に続きまして、岩手県と共同でJクレジットを活用した環境と経済の好循環を創造する取組を開始しました。そして地域事業者等への県有林Jクレジット販売仲介を積極的に、連携して後押しさせていただいた結果、高く評価していただいて、達増知事より感謝状を拝受させていただきました。販売仲介実績は2021年9月から2023年3月までに151件、1,431トンとなり、県内の事



業者の脱炭素とサステナビリティ経営へ貢献する取組となったと自負しております。

2つ目につきまして、「いわぎん脱炭素応援ローン」というローン商品を展開しております。こちらは、先行して脱炭素経営に取り組む事業者では、「優位性の構築」「光熱費・燃料費の低減」「知名度・認知度の向上」「社内の社員のモチベーションと人材獲得力の向上」そして「好条件の資金調達」という5つのメリットのなかで、我々ができることということで「好条件の資金調達」を具現化する商品となります。本ローンは本日現在で120件、49億円の実績となっております。また、岩手県さんが展開している「いわて脱炭素化経営企業等認定制度」の資格要件のひとつとし、本制度の認定事業者を充てさせたり、認定メリットを訴求しています。

ここからは、ただいま皆様からご説明いただきました「環境基本計画」や「温暖化対策実行計画」を踏まえまして、4点ほど金融機関の立場として、ご意見を述べさせていただければと思います。

1つ目は地域課題「まちづくり」と「環境保全」、特に「脱炭素」を動機づけしたビジョン、施策の展開をお願いしたいと思います。2020年度版小規模企業白書では、事業者さんが地域課題解決への取組を始めた理由としては、「地域の持続的な発展に貢献するため」というものが最も割合が高いと聞いております。その中でも事業者様が取り組んでいる地域課題としては「まちづくり」、これが約55%と最も高く、次いで産業振興が約48%となっております。また、2021年度版では、事業者さんがSDGsに取り組む目的として、「社会的責任の達成」の割合が最も高いことから、「まちづくり」と「脱炭素」が動機付けできれば、脱炭素経営を実施する事業者様が増えますし、我々も後押しがしやすいと思います。

あと2つ目につきましては「脱炭素経営に取り組むための動機付け」です。県内事業者様は「優位性の構築」または「知名度や認知度の向上」などを求めています。脱炭素経営に取り組む事業者様への新たな補助制度、知名度・認知度の向上が図られる企業のPR、または我々が係わる制度融資の金利優遇など、ご検討していただきたいと思います。

3つ目は「地域、教育機関、商工団体、地元金融機関が連携する組織や協定の検討」でございます。環境省が展開する2022年度ESG地域金融に係るアンケートによりますと、ESG金融やSDGsの推進に向けていずれの組織とも連携していないと回答した金融機関が約34%です。その理由としましては、経営課題として認識して、一部取組を開始しているものの、取組方針や推進体制等の検討を十分に実施できておらず、外部組織との具体的な連携が困難である、または連携可能な自治体様や大学様等の情報が無い、などが挙がっており、こ

うした課題への対応を我々も進めていく必要があると考えております。

あと4つ目、最後ですけれども、当行では県内10市町村と「脱炭素社会実現に向けた包括連携協定」を締結しております。我々金融機関としてできるリソースは限られますが、金融機関の立場から、自治体の環境基本計画等の長期計画策定と、ビジョン策定に関与していきたいと考えておりますので、岩手県様には市町村との連携についてご協力いただきたいと考えております。

最後に、弊行では連携協定の締結等を通じて、地域のニーズを具体的に把握しまして、地域金融機関の立場から、脱炭素社会の実現に向けた事業者様や市民向けの商品・サービスの開発をどんどん進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。ありがとうございました。

○渋谷晃太郎会長 どうも、貴重なご意見・ご提言いただきまして、ありがとうございました。今後、岩手県として次年度以降、取組の参考としていただければ大変ありがたいというふうに思っています。連携をさらに進めて頂ければと思っていますのでよろしくお願い致します。岩手銀行さん、どうもありがとうございました。

それでは次に、報告に入りたいと思います。(3)第50回岩手県環境審議会大気部会の審議結果について、大気部会の職務代理者であります齊藤委員様から、ご報告をお願いしたいと思います。

○齊藤貢委員 はい。大気部会員の齊藤でございます。大気部会からのご報告事項でございます。お手元の資料3、下ページですと45ページ目、PDFですと46ページ目をご覧ください。

令和6年1月11日に開催いたしました大気部会におきまして、1 審議事項に記載しております3点について審議を行いましたので、結果をご報告いたします。

1点目の大気汚染防止法に基づく令和6年度大気汚染調査測定計画については、窒素酸化物等を測定する「環境大気常時監視」、ベンゼン等を測定する「有害大気常時監視」の調査測定計画についてであります。審議の結果、事務局案の通り議決いたしました。

2点目のダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和6年の調査測定計画についてでございますが、「一般環境の大気」及び「発生源周辺の大気」におきまして、ダイオキシン類を測定する計画についてであります。審議の結果、事務局案の通り議決いたしました。

3点目の騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更については、山田町において、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が変更されたことに伴いまして、これに準拠し、騒音環境基準の類型の当てはめ、騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更を行うものであります。審議の結果、事務局案の通り議決いたしました。

大気部会からの報告は以上になります。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまのご説明について、まず会場の委員の皆様方から、ご質問等ありましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。続きましてリモート出席の委員の皆様方からご質問を承りたいと思います。ある方は挙手ボタンをお願いします。よろしいでしょうか。特にないようでしたら次に進みたいと思います。

続きまして、(4)の第41回岩手県環境審議会水質部会の審議結果について、水質部会長の伊藤委員からご報告をお願い致します。

○伊藤歩委員 はい。伊藤ですけれども、聞こえておりますでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 はい。聞こえております。よろしく願いいたします。

○伊藤歩委員 それでは水質部会から報告いたします。お手元の資料4番。下のページで46になるのでしょうか。これをご覧ください。令和6年1月15日に開催いたしました水質部会におきまして、1番審議事項に記載しております4点について審議を行いましたので、結果をご報告いたします。

まず審議事項1点目及び2点目は、それぞれ、水質汚濁防止法に基づく、公共用水域及び地下水質の令和6年度の測定計画についてになります。審議の結果はいずれも事務局案の通り議決いたしました。

続きまして審議事項3点目は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和6年度の調査測定計画についてです。審議の結果、事務局案の通り議決いたしました。

次に審議事項4点目ですが、環境基本法に基づく、高家川に係る水質環境基準の類型の見直しについてになります。高家川について、水質環境基準類型を見直すことといたしまして、生活環境の保全に関する項目のうち、BOD等について、A類型であったものをAA類

型とするものになります。審議の結果、事務局案の通り議決いたしました。水質部会からの報告は以上になります。

○渋谷晃太郎会長 はい。伊藤部会長ありがとうございました。ただいまのご説明について、まず会場の委員の皆様方からご質問がありましたら、承りたいと思います。いかがでしょうか。それでは次にリモート出席の委員の皆様方から、ご質問がありましたら、挙手ボタンを押して頂ければと思います。よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは水質部会の報告はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、いま話題になっていますけれども、(5)のツキノワグマによる人身被害対策について事務局からご説明をお願いいたします。

○酒井自然保護課総括課長 自然保護課の酒井でございます。それでは資料ナンバー5、ページでいきますと、通し番号で47ページになります。こちらの資料で、ツキノワグマの防止対策についてご説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、ツキノワグマの概要ということでございますが、本県におきましては、平成30年度から令和2年度にかけて大規模ヘアトラップ調査を行ってまいりまして、その結果、令和2年度時点での推定個体数3,700頭と推定してございます。現在令和8年度末を終期とします第5次ツキノワグマ管理計画に取り組んでございますが、この中で、初めて個体数を3,700頭から3,400頭まで、300頭削減するという方針を掲げて、現在捕獲圧を強める形で取り組んでいるところでございます。

次のページでございます。こちらからもご案内のところもございますけれども、ツキノワグマの出没件数、直近11月末までとなつてございますが、約5,800件ということで、例年の2倍をはるかに超えるところまできているという状況でございます。また人身被害につきましても、49人の方が被害に遭われているということで、例年ですと12月に入ってしまうと全く被害が起きないんですけれども、今年度につきましても、2人の方が被害に遭われているということでちょっとイレギュラーな年になってございます。捕獲数につきましても、直近11月20日の時点までで今、概数を押さえてございますが、820頭ということで、捕獲も進んでいるところでございます。現在も、狩猟による捕獲も行われてございますので、さらに捕獲数は伸びる見込みということになってございます。捕獲上限数を超えているところもございますが、今後捕獲上限数につきましても、複数年で調整することによりまして、県内にお

けるクマの個体数の維持には支障が生じないように、管理を行っていくこととしてるところでございます。

次に、今年度行いました主な取組でございます。主な取組といたしましてはこれら、1から4に掲げた取組を行ってございますので、順に説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に注意喚起でございますけれども、本県では春の時点で前年のブナの結実状況が並作であったということで、クマの出没増加が予想されましたことから、4月18日付で注意報を発表してございます。ただその後、人身被害が増加しているということを踏まえまして、5月26日付けで、平成28年度以来7年ぶりとなりますが、警報を発表させていただいたところでございます。さらに今年度は、秋のいわゆるキノコ採りシーズンをひかえまして、被害防止キャンペーンということで、さらなる注意喚起を展開させていただいたところがございます。

次に特例許可の関係でございます。特例許可と申しますのは、クマの捕獲許可にあたりましては、発生の都度、振興局の方に許可を求める、いわゆる通常許可と言っている許可のほか、事前に市町村に頭数配分を致しましてその範囲内で行う捕獲許可の、大きくはこの二段建てで行っているところがございます。今年度につきましてはこの特例許可の配分をさらに追加配分を市町村にさせていただきまして、被害抑制、捕獲圧の強化に取り組んでいるところがございます。その際、市町村さんの方には以下の4点について、さらにお願いをしてございまして、1つ目といたしましては配分された特例許可の枠を全部使って欲しいという話。2つ目といたしましては、人身被害が発生する恐れがある場合につきましてはすでに市町村に権限委譲してございますので、そういった場合につきましては県に許可を求めなくても市町村の判断で捕獲ができるという点。3つ目といたしまして、捕獲従事者の確保に向けましては、県内の市町村におきましては地域おこし協力隊を活用しているような事例もありますので、こういったものを参考にして欲しいという点。さらに住民向けの注意喚起につきましても、チラシの個別配布であったりとか地域内の防災無線あとケーブルテレビなんか使った啓発を行ってるところもありますので、そういったものを参考にして欲しいといったことをあわせて周知をさせていただいたところがございます。

次が今年度初めて実施いたしました市街地出没時対応実動訓練の状況でございます。こちら昨年度は机上訓練という形でさせていただきましたが、今年度初めて実地で訓練をさせていただきました。ご覧の関係者の皆様方にご参加いただきまして、最終的にその捕獲というところをゴールとして、関係者の方々が役割分担をした上で、活動内容についてシミュレー

ションできたということが大きな成果だったというふうに考えているところでございます。

次でございます。こちらは秋に行いました被害防止キャンペーンの中で行った取組でございまして、イオンモール盛岡の展示スペースを使いまして、岩手大学のツキノワグマ研究会と連携致しまして合同啓発イベントをさせていただいたものでございます。

スペースとしては限られたところでございましたけれども、終日ご見学に訪れる方々が訪れていただけたということで、イベントとしては非常に盛況な形で行うことができましたので、一般の方に注意喚起ができたのかなというふうに考えてございます。

次が11月に入りまして、北海道東北地方知事会でクマ対策についての緊急要望を行った際のものでございます。こちらにつきましては知事会会長である達増知事が、北海道、鈴木知事、秋田県の猿田副知事と合同で農林水産省と環境省の方に要望を行わせていただいたものでございます。この中で要望させていただいた内容ということにつきましては大きく4点ございまして、まずクマをシカやイノシシと同じように指定管理鳥獣に指定して、国の交付金の対象として欲しいということで、財政的、技術的な支援制度を創設して欲しいということをお願いしてございます。また、農業被害を防止するために現在活用されております鳥獣被害防止総合対策交付金につきましても、市町村が単独で追加負担をしているような状況がございまして、上限額の引き上げであったりとか、交付対象の拡大ということで地方負担の軽減を図ることを要望してございます。また、人家周辺での銃器の使用という部分につきましては現在非常に制限がかかってございますが、建物の中に侵入して留まっているようなケースについては、麻醉銃が使えるような形で法令等の見直しを行って欲しいということ。あと最後の4点目といたしまして、今年度につきましては様々なお電話が岩手県の方にも入ってきてございましたけれども、いわゆる誹謗中傷対策として、法令に基づく有害捕獲制度などにつきまして国民にしっかり発信して欲しいといったようなことを要望させていただいたところでございます。

次のページでございます。こちらを11月の下旬に県内で開催いたしました緊急対策会議でございます。11月に入りましても人身被害が続いているということで、クマの冬眠時期に向けてもまだまだ気の抜けない状況が続いているといったところでの対策、あとは、今後の中長期的な取組、取り組まなくてはならないことなどにつきまして、関係者で確認するため、対策会議を開催したものでございます。会議の中におきましては、クマ捕獲の現場におきましては、依然、ベテランハンターに頼らざるをえないといったようなことであつたりとか、日中の出動要請に関しましてはなかなか実際、現場に出られる人が限られるといったような意

見が出されておりまして、いわゆるその技術を要した捕獲従事者の育成が必要であるというふうにご考えているところでございます。

これらの考え方を受けまして、今後の対策といたしましては、現在センサー付きカメラと移動式電気柵を市町村に貸与するような準備を進めているところでございますし、春に行っております春季捕獲につきましても、今年度については支援を考えているところでございます。また来年度に向けましても生息数の把握であったりとか、市街地出没訓練なんかにつきましても、別なシチュエーションだったり場所を考えつつ、実施を考えてございます。あと捕獲技術も、ハンターの関係につきましても、捕獲技術の研修会みたいなものを実施することを想定致しまして、当初予算につきまして、現在調整を進めているところでございます。議会の方にはこういった対応を含めて、お諮りをしたいと考えているところでございます。私からの報告は以上になります。

○渋谷晃太郎会長 はい。ご説明ありがとうございました。昨年異常発生したということで、関心が非常に高いと思います。ただいまのご説明について、まず会場の委員の皆様方からご質問等ありましたら、伺いたいと思います。いかがでしょうか。はい。お願いします。

○鈴木まほろ委員 鈴木です。ツキノワグマによる被害対策、大変重要な報告と認識しております。1つ質問なんです、市街地出没時対応実動訓練。こちら一番大きい重要な意味のあることだと思います。ぜひ毎年続けていただきたいと思うのですが、このときに、秋田県から専門の職員の方を招聘してご指導いただいたというふうに伺っているんですがそれで正しいでしょうか。

○酒井自然保護課総括課長 はい。実は実動訓練の設定の仕方であったりとか、運営、シナリオみたいなもの、そういったものにつきましては秋田県の方でやられている方法を使わせていただくような形で今回取り組んでございまして、現在秋田県の方の自然保護課の方に在籍されております、近藤さんという方、こちら国の検討委員会の委員にもなられてますけども、この方にも、一部始終ご覧いただき、講評をいただいて、各関係者の方にご理解いただいたということで参加いただいております。

○鈴木まほろ委員 ありがとうございます。それで、質問なんです、岩手県でも秋田県に

ならって近藤さんのように非常に高度な専門知識を持った専門職員がいるといいなあと熱望するんですけど、そのようなアイデアといいますか計画というようなものはおありでしょうか。

○酒井自然保護課総括課長 現在あるかないかと言われると、正直あるわけではございません。ただ近藤さんのケースとは異質ではございますけれども、現在、環保研に哺乳類を専門とする研究者もいますので、検討すればそういった部分での専門家ということで取組をさせていただいてございますが、今ご質問のあった主旨のような専門家については、今はちょっと予定はございません。

○鈴木まほろ委員 ぜひ今後ご検討いただければと思います。以上です。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。それでは、リモートの出席の委員の皆様方から、ご質問頂きたいと思います。ご質問がある方は挙手ボタンをお願いします。まず、農政局の方からお願いしたいと思います。聞こえますでしょうか。

○宮本亮委員 はい。東北農政局の宮本です。よろしく申し上げます。クマについては昨年農業被害が非常に多かったんですけども、岩手県内で言うと、山でも、奥羽山脈と北上山地があって、ブナの分布ですとか積雪量などの影響もあると思うのですが、県内における、クマの生育密度といいますか、分布域といいますか、どういうところにクマが多いというのは、今までの捕獲数とか或いは・・・

○渋谷晃太郎会長 すいません、最後ちょっと切れてしまったんですけど、聞こえますでしょうか。後半部分がちょっと音声途切れてしまってるんですけども、聞こえますでしょうか。繋がりますでしょうか。岩手県内におけるクマの生息密度、分布みたいなものについてどうなってるかということによろしいでしょうか。はい。では、わかる範囲でお願いします。

○酒井自然保護課総括課長 はい。現在、クマの個体数を推定する際に、委員の方からもお話があった通り北上高地の方と、奥羽山脈の方とで個体群を分けた形でヘアトラップ調査を



やって推計をさせていただいています。全県で3,700頭と推計してございますが、それぞれ大体概ね半々ぐらいの割合ということで、どちらかが極端に多いということではないです。ただ、捕獲数につきましては、いわゆる猟友会さんの体制の関係もあって順調に捕獲しているところもありますが、その捕獲数自体の濃淡はございます。

○渋谷晃太郎会長 農政局さんよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

続いて専門家であります山内委員の方からお願いしたいと思います。ご意見等、ご質問等ありましたら、また、専門的な見地から何かありましたらお願いします。

○山内貴義委員 聞こえますか。

○渋谷晃太郎会長 山内先生、お願いします。

○山内貴義委員 先ほどのクマの密度のところ、生息数に関して私も昔からやっていますので補足説明させていただくと、生息密度自体は場所によって大分違います。ヘアトラップ調査という調査で行ってるんですけども、先ほどの質問の回答ですけれども、岩手県内にいろんなところに調査地を設定して、クマの体毛を集めてDNAで密度を出して報告を出しているんですけども、場所によって大分密度は違います。過去2回、大規模調査を行ってまして、大まかなざっくりとしたところと言うと、秋田県域の北奥羽地域と北上高地、広いですけれども、南部と北部と大まかに分けると、北奥羽地域に関しては1回目の調査と2回目の調査で、生息数の密度は高くなっています。北上高地南部に関しては、ほぼ横ばい状態で、逆に北上高地の北部に関しては密度自体減っています。場所によって生息密度が元々違うのと地域によって捕獲圧のかけ方とか有害捕獲数が違いますので、若干その辺の影響が出ていて秋田県境寄りの北奥羽に関してはやはりかなり密度が高くなっています。今大ざっぱな、ざっくりした分け方だったんですけども、実際には5キロメッシュ単位で細かく調査していますので、細かいデータは保護課の方で持っていると思います。なので生息数の考え方とかそういうあたりを補足説明させていただきたいと思います。

私からの質問というか、先ほど鈴木まほろ委員の方から要望みたいなことがありましたけれども、一応環境保健研究センターに哺乳類の専門家が1人いるんですけども、その1人はクマだけやってるわけじゃなくて、シカもやってるし、イノシシもやってるし、もしくは

本当にいろんな調査をやっています。で、秋田県はツキノワグマの対策員という形で1人新しく入れて、更に今年、実は今募集がかかっているのですが、さらに2人専門家を募集するというのでおそらく3人、もしくはそれ以上の体制でクマ対策を秋田はやろうとしていますので、やっぱり岩手県もこれだけクマだけじゃなくて、シカ、イノシシ、サル、ハクビシンとかいろんな獣害がありますので、やはり専門の職員を、環保センターに1人置いとくというだけではなくて、やはりもっとはりついて、しかも環保センターは出先の研究所の一部なので、保護課内にそういったクマ対策室とか、そういったものを配置するくらい的人员増加しているのを行った方がいいのではないかと私は思っています。以上です。

○渋谷晃太郎会長 はい、ありがとうございます。他、リモートの先生方、委員の皆様方、ご質問等ありますでしょうか。はい。ありがとうございます。ただいま、ご意見もありましたので、ご検討いただければ大変ありがたいと思います。

それでは、次の報告に移りたいと思います。「その他」ですね。事務局から発言を求められておりますのでご説明をお願いします。

#### 4. その他

○中村環境生活企画室企画課長 環境生活企画室の中村です。前回審議会の意見等に係る取組状況について、関係課の方から説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。資料の方は、58ページになります。

○高橋グリーン社会推進課長 はい。それでは私から、まずは58ページでございます。前回の審議会のご意見といたしまして、市長会の方から、事業部門の特にバス・タクシーの電動車の導入についてぜひ推進をというご意見をちょうだいしたところです。参考資料1に、令和5年度、今年度のEV等の普及促進のための補助金の概要の資料をお付けしております。今年度から取り組んでおる事業でございまして、タクシーとバスの電動化に対する補助金でございます。中段に補助率の上限額が記載になっております。今年度の実績といたしましては、一番下にありますが、公募は一旦終了しておるんですけども、電気バス2台の導入に補助金を出すということで交付決定が進んでいるという状況でございます。私からは以上です。

○古澤資源循環推進課総括課長 はい。続きまして参考資料2、資源循環推進課の方から、一般廃棄物の排出の状況についてご説明をいたします。ページで言うと59ページ60ページの2ページになります。まず、ごみといってもいろいろ内訳がありますので、一般廃棄物であるごみの内訳ですが、資料にはないのですが、口頭で簡単に説明します。ごみの排出量には生活系ごみと、事業系ごみと、これらの合計量になってございます。そして、生活系ごみの内訳として、家庭系ごみと資源ごみというような内訳になってございます。そしてその家庭系ごみというのは何かということが、この資料の米印で記載しておりますけれども、家庭から出るごみのうち、資源ごみを除いたもの。つまりリサイクルに適さない焼却とか最終処分されるというものになります。という前提条件を置いた上で、排出状況について簡単に説明しますが、ごみの総排出量、直近のデータでいうと、40万1,000トンになります。グラフでいうと水色の棒グラフになります。これを1人1日当たりに換算しますと、908グラムということで、赤の、赤丸折れ線グラフになります。そして次に家庭系ごみの排出量、これトータルで22万8000トン、緑色の棒グラフになりまして、1人1日当たりにしますと、518g。赤の折れ線、三角折れ線グラフになります。それで、1人当たりの家庭系ごみが最大になったのは、令和2年度の520gでして、そのあとは減少の方に好転している。この変動要因につきましては、やはりコロナ禍がありましたので、在宅時間が長くなったことによる家庭系ごみの増加というふうに考えております。一方で、またこれもコロナ禍のために今回の事業系ごみが減少したという現象がありましたので、1人当たりのごみの排出量は、平成30年度以降は減少していると、そういう形で、今の結果になっているというふうに考えてございます。

そして次のページをご覧くださいと思います。これは家庭ごみ有料化によるごみの削減効果としまして、北上市の事例をまとめたものでございまして、今年度の有料化研究会で報告させていただいたものになります。右上にグラフが書いてあります通り、有料化前後で削減効果を一気に、明らかに下がってるということがわかりますので、県としましても、ごみの減量化に向けて、今、家庭ごみ有料化減量化研究会、これ毎年開催しておりますけれども、こういったものを通じて市町村に情報提供、助言をしていくということで考えております。説明は以上です。

○箱石住宅計画担当課長 はい、続きまして資料3になります。建築住宅課の箱石と申します。住宅部門、住宅分野に関する取組ということで、ご紹介をさせていただきます。

1つは「住まいの省エネルギー改修推進事業」ということで、住宅の改修ですね、改修に関して省エネ診断ですとか計画策定、あと改修工事、あと構造補強に対しての補助を行っているというところがございます。下の方には令和4年度と、令和5年度の実績を記載しております。令和5年度はちょっと時間が進みまして、7件って書いておりますが、今は10件に増えてございます。改修に関してはそういうことでございます。

次のページは、「住みたい岩手の家づくり促進事業」ということで、こちらに関しては県産材を使った省エネ性能を有する住宅に対して省エネの証明書を取得する際の補助、併せてバリアフリーもなんですけれども、そういったものに対しての補助をしているということでございます。下の方には実績が書かれておりまして、令和4年度40件、令和5年度は50件ということになってございます。

その次のページについては、「省エネ住宅技術推進支援事業」ということで、前回の会議のときに、多分教育関係というか、支援とか、業者さんへの支援ということでご質問が出たのかと思いますけれどもその関係でございます。あえていえば講習会ですね、建築士さんですとか県内の工務店の方の技術向上を目的とした講習会を開催をしていくということでございます。令和4年度は、5回で300名ほどの参加、令和5年度も開催をしておりまして、今まで4回目なんですけど、結構、省エネ基準、法改正も近く、義務化が予定されていますので、そこら辺の基準に関しての説明などをしておりまして、多くの参加者に、聴講をしていただいているところでございます。以上でございます。

○中村環境生活企画室企画課長 続きまして、その他の取組等についても関係課から説明いたします。資料は65ページになります。

○加藤環境保全課総括課長 環境保全課の加藤と申します。陸上風力発電に係る環境影響評価の課題への対応についてご説明いたします。参考資料4のうち、65ページをお開きください。昨年度、風力発電事業の環境影響評価手続き、開始手続きが過去最高の8件ございましたが、事業区域の選定絞り込みが不適切な事例が多数認められましたことから、昨年度末に配慮書ガイドラインを作成したところです。今年度においては、さらに事業区域の選定がより適切に行われますこと、また、配慮書に基づく手続きについてもより円滑に行われるよう、ガイドラインの拡充改定作業を実施してございます。具体的には、対応の方向性に記載してございますけれども、計画段階で立地を避けるべきエリアの明示、いわゆるマップ化で

ございます。それから本県の特性を踏まえた評価手法の提示、アセスのみ実施する事業調査の報告、アセス図書公開の制度化を検討してございます。

66ページをご覧ください。保全区域のイメージを載せてございます。イヌワシについては、現在自然保護課それから環境保健研究センターがマップ化の作業を進めておりまして、ここには記載しておりませんが、イメージとしてはハッチのかかっている部分が立地を避けていただきたい区域ということになります。地図の拡大図も載せてございますけれども、ハッチのかかっていない区域もございますので、こうした区域への誘導を図って参りたいというふうに考えてございます。以上です。

○高橋グリーン社会推進課長 続きます、資料は次のページ。参考資料の4-2になります。「再エネ施設の適正立地と地域裨益の実現に向けて」ということで、県の検討の方向性を説明いたします。地域裨益と申しますのは、一般的には地域の役に立つことですが、地域裨益型の再エネとは、環境省では再エネ事業の収益が地域に留まることといったことをイメージとして掲げております。現状・課題といたしましては、風力発電等の再エネの立地が相次ぐ中で、環境の保全等とのバランスを図る必要があること、一方で市町村によっては、発電事業者と地域裨益に関する協定を締結しまして、たとえば売電収入の一部を市町村の財源とするといったような動きが出ていることが挙げられます。

検討の方向性としましては、1つ目の丸。環境や地域経済に望ましい再エネについては、インセンティブを付与することが考えられないだろうかというものでございます。例えば、市町村が定めるポジティブゾーン、再エネ促進区域に立地する場合には何らかのインセンティブを、一方で、自然を保全するためのネガティブゾーンに立地する場合、こちらはインセンティブの反対であるディスインセンティブを付す、あるいは、地域に裨益する協定を締結する場合には、こちらはインセンティブを付与するといったようなことを、現在市町村と協議をしているところでございます。

具体的な例としまして丸の2つ目に税金の話を書いておりますけれども、再エネ施設に賦課される固定資産税、市町村税につきまして、特例措置として、新設後3年間、課税標準を3分の2などに軽減するとされておりますけれども、地域決定型地方税特例措置といったものも活用しまして、より重い課税にしたり、軽い課税にしたりといったことを上手に組み合わせることで、立地の有用を図ることができるのではないかとということで、市町村との意見交換をしておるところでございます。

続きまして、参考資料の5をご覧ください。「脱炭素による企業経営上のメリット」でございます。本日は岩手銀行様からもご意見を頂戴致しましたし、昨年度の審議会でも温室効果ガスの排出削減に取り組んだ場合、実際どれだけの効果が出るのかといったところを、事業者の方にもお知らせする必要があるのではないかとといったご意見もあったと記憶しております。今回お示ししている資料でございますけれども、脱炭素による企業経営上のメリットといたしまして、県が条例で提出を求めています脱炭素経営カルテの提出事業者の事例をまとめたものでございます。既に県のウェブサイトにも掲載しているものを抜粋しております。例示しておりますような、LEDの照明、太陽光発電の導入は、導入した資金を回収できる期間が、5年から10年程度と言われてるものが多くございまして、投資に対して高い利益率が期待できることから、当然、温暖化対策はもちろんなんですけれども、企業の財務状況の向上にも資するものというふうに考えております。

県としましては、このような先行事例について、できる限り具体的に、何年で投資回収ができるのか、投資に対して利益がどれだけの上回るのかといった点についても、今後とも引き続き、より広く周知していきたいと考えております。

続きまして、次のページの「SBTとは」ということで、ご説明を致します。こちらに関しましては、SBTと申し上げましたのは、地球平均気温の上昇を1.5℃未満に押さえるというパリ協定の目標の水準に整合するような企業の温室効果ガスの排出削減目標になっております。国際的なイニシアティブと言われているものでございます。事業者の皆さんに脱炭素に取り組んでいただくためには、例えば、現在の自社のガスの排出量をいつまでにどの程度削減するのかという目標の設定が重要であると考えています。県では、先ほどご紹介したような脱炭素経営カルテの提出を求めているんですけれども、各事業者の目標設定の基準というものを明確にお示しているわけではないのが実情でございます。目標設定の手法は様々考えられるとは思いますが、例えば、本日お示ししているSBTのような、企業に求められる国際的な削減目標がすでにありますので、こういった目標を目安として示していくことも有効なのではないかと考えているところでございます。ちなみにこのグラフでございますけれども、ポイントは1.5度水準と赤書きで書いてありますけれども、これを達成するためには年間4.2%以上のガスの排出削減を目標とすべきといったような考えになっております。日本企業でも、昨年時点ですべて600社がこれに賛同しているという企業の数になっております。説明は以上でございます。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございました。只今、たくさん前向きなご報告がありましたけれども、これらのご説明について、まず会場の委員の皆様方からご質問等ありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。これまでの審議会の方で質問があったことのご回答という形になるかもしれませんが、いかがでしょうか。では、リモートの委員の皆様方からのご意見いただきたいと思いますが、もしご質問等ある方は、挙手ボタンを押していただきたいと思います。会場の皆様方からもしあれば。はい。ニッコー・ファイブメックの小野寺委員さんですね。はい。お願いします。

○小野寺真澄委員 はい。小野寺です。何点か質問させていただきます。ごみの有料化の会議の中の資料がありまして、素晴らしい削減率だなと思いました。実際には不法投棄の懸念があったようですけれども、何年かやられてこの不法投棄についての情報があれば教えていただきたいです。

あともう1点が脱炭素、カーボンニュートラルに関してなんですが、岩手県は地球環境にやさしい事業者認定を古くからやっております、自社の状況を把握している企業も多数いらっしゃるし、その目標値も明確になってると思いますが、実際に目標設定の際に目標の事業所数っていうのは、岩手県の何割ぐらいを目標としているのか、今後目標値もあるとは思いますが、どの程度まで裾野を広げていくのかというところ、ちょっと気になりました。というのは、先ほどSBTの話もありましたけれども、今おそらく地球環境にやさしい事業所などを積極的に取り組んでいる企業さんは、おそらくSBTであったりGHGに関する企画等々に興味を持ってると思います。ですのでさらに上に行こうと思うんですけど、裾野をやはりちょっと広げなきゃいけないんじゃないかなっていう懸念もあって、どう取り組んだらいいかわからない、まだチャレンジしてないっていう人たちをどうボトムアップさせていくのかというところは、少し取組として今後の課題感が見えたような気がしました。

もう1点が、先ほどSBTの情報をいただいたからなんですけれども、弊社も実はSBTは今年チャレンジしようと思ってます。こういう情報が実はネット上で結構いろいろあるんですけど、あまり詳しくまとまったものがないんです。2022年でしたでしょうか。脱炭素元年ということで、いろんな取組が日本の中でも情報公開されるようになってきたんですけど、いろんな情報がありすぎるとどれが私たちのレベルに合っている企画なのかっていうと、ちょっと見えにくいんですね。ましてや岩手県の中において、そういう情報交換がされる

場が無いっていうところで、自分から調べていかないとチャレンジしにくいんです。なのでその辺の情報を選べるような、研修の場であったりってものを企画していただけると、おそらく今年からどんどんそういったものが出てくると思われま。SBTもそうですし、気候変動タスクフォースであったりとか、RE100の中小企業版もそうですし、ISOもそうですよね、ISOも脱炭素、カーボンニュートルの方にもう企画されていると思うんですけども。どういったものがどういう企業さんでチャレンジできるか、そういう情報を下ろしていただけると大変助かるなと思っておりました。以上です。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○古澤資源循環推進課総括課長 はい。資源循環推進課です。それでは1点目のご質問ですが、資料のページ数でいうと、60ページの家庭ごみ有料化によるごみの削減、北上市の事例の資料になりますが、60ページです。その左下のところに有料化の際の課題とあります。課題とすると2つ目のところ、有料化することによってその不法投棄が懸念されるということがあったんですが、北上市さんの方に確認したところ、こういったごみ減量化指導員を配置してパトロールをしたというところもあって、いわゆる懸念されるような不法投棄はなかったということで聞いております。

○高橋グリーン社会推進課長 はい。続きまして、脱炭素経営に関して3点お答えいたします。1点目の事業所数でございます。やさしい事業所の事業所数の目標と私受け止めたんですが、間違っていたら、後でご指摘ください。現在、先ほどご紹介した実行計画の方の目標値が、令和5年度末、今年度末で当面272という目標でございます。現在直近で、昨年11月末時点で259までできております。272に対して259ということで、もう少し皆さんに頑張ってもらえるように、県のほうで取組が必要かなと感じております。

2点目の裾野のお話は大変おっしゃる通りで、我々も同じような課題を考えております。先行して取り組んでいただいている事業者さんも多くありますけれども、本当に県内の我々がもっと大切にしなければいけない中小企業の皆さんにこういった形で取り組んでいただけるかということについては、引き続き審議会の皆様のご意見をいただきながら、一緒に考えねばと思っておるんですけども、まず今日お示しした資料のように、できることから、LEDを導入するとこれだけの経費でこれだけの電気代を削減になります、ガスの排出



削減になります、こういったところを大手の企業の取組だけではなくて地元の中企業の取組もきめ細やかにお知らせするということがまず大事かなと思っております、当然取組の裾野を広げていくというのが我々の目指していきたいところでございますので、引き続きご助言いただければと思います。

最後に3点目、研修の場ということもご意見いただきました。こちらはその通りだなと思ってお伺いしてたんですけれども、来年度に向けて少し検討させていただければと思います。今私が思い浮かびましたのは、県の方で、各事業所で脱炭素に取り組んでいるスタッフの方を対象にした研修というのを、年一回なんですけれども、やっております。これまでの研修の中身がいいのか、今、委員がご指摘いただいたような様々な企画ですとか、そういったものも含めて少しそちらにシフトしたような内容にした方がよろしいのか、それを2パターンやった方がいいのか、少し考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

○小野寺真澄委員 はい。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょう。はい。お願いします。

○鷹嘴紅子委員 省エネ住宅についての、質問なんですけれども。63ページに、省エネ住宅技術普及促進支援セミナー、これを開催して下さったわけなんですけれども、実際、私も9月22日「計算をしないで省エネ基準に適合する方法」、この120人の中の1人に入ってると思うんですけれども、なかなかこれも、省エネ基準云々も、当初は簡単な簡易計算法とか、そしてとうとう今は計算しないで省エネ基準に適用する方法とか、どんどん基準っていうか内容が変化しているんじゃないかなと思うんです。それでこれは私たち向けに、誰にでもできますよっていうような意味で、こういうふうなものが決められてると思うんですけれども、これをできましたらば、今後も続けていただければ非常に助かるなっていうふうなことを感じてます。それから今は今年度の予定なんですけれども、次年度以降もできれば続けていただければ助かります。

それからあと前回、私が質問させていただいたのが、今日もこういうふうには計算しないで、こういう方法でつくれば省エネ住宅ができますよっていうような、それを建築士であるとか、工務店さん、大工さんとかに講習、セミナーしてるわけなんですけれども、ただ実際のところ、今日昼休みにお城を作るっていうことについてちょっと本を見てたんですけ

れども、ふと考えてみて、例えば盛岡市も盛岡城を再建するっていうことで今、さかんと盛岡市で頑張っているわけなんですけれども、これから省エネ住宅とかそういったものが進んでいったときに、それを今度実際に現場で作る大工っていうのは、どのぐらいいるんだろうなっていうことを疑問に思ったんです。それで今も石垣の修復してますけれども、それも石工さん、専門的に石工さんをお願いして、熊本城の熊本の地震とかがあったこともあって、なかなかこう入札しても不調に終わるっていうふうなのがずっと続いて、今ようやく石工さんが決まって、業者さんが決まって、修復に入ってるわけですけども、そうするとせっかく盛岡城を作ろうって言ったときにも、今であればそのお城を作るって言っても工事をできる大工さんっていうのはまだいると思うんですよね。岩手県内に。ところがだんだんとその省エネばかりが前に出てしまうと、そういった技術を持った大工さんがいなくなるんじゃないかなっていう気がしたんです。それで、前回にそういう質問をさせていただきまして、今後の技術の継承というんですか、そういった部分についても何か手助けっていいですかそういうこともお考えいただければ非常に助かるなっていうふうに思います。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。

○箱石住宅計画担当課長 ご意見ありがとうございます。計算しないでっていうのはおそらく裾野を広げるというか、広く皆さん、施工を業者さんにもやってもらうっていうことで必要なんだろうということで、セミナーは来年度も続けていきたいというふうに思っております。技術の継承というのは1度途切れてしまうとやっぱり復活はしばらくのものなので、こちらのセミナーでも、断熱施工の実例の研修なんかもやったりしているんですけど、様々な技術はあると思いますのでそこら辺はご意見は伺わせていただきました。ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 よろしいでしょうか。

○鷹嘴紅子委員 はい。

○渋谷晃太郎会長 はい。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。はい。リモートの方もよろしいでしょうか。

私の方から1点、ちょっとお願いなんですけれども、59ページに先ほど小野寺委員からお話もあったんですけれども、一般廃棄物に関して、まだなかなか減らない状況がずっと続いている中で、次の北上市なんですけれども、ごみの有料化、家庭ごみの有料化をして、かなり削減効果があったという報告があったんですけれども、日本全体の話をする、実は岩手県内でごみの有料化をしてるのは北上市だけなんです。率と言ったら変ですけれども、全市町村の中の有料化率っていうのを出すと、実は岩手県、日本で一番低いんです。1カ所しかない県はもうないですよ。今、全体としては5割を超えて、6割近くまでの市町村はもう有料化をしている。日本全体の中で、そういう状況の中で、岩手県はなかなか進んでないっていうことがある。有料化することだけがごみの減量とは思わないんですけれども、一つの有効な手段だろうと思いますので、今後県として、市町村の行政なんですけれども、今後研究会続けられると思うんですけれども、積極的に導入の方向に進むように、後押しをしていただければ大変ありがたいなというふうに思います。

○古澤資源循環推進課総括課長 はい。承知しました。そのような形で進めていきたいと思っていました。

○渋谷晃太郎会長 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご報告ありがとうございました。その他、皆様方、他に何かもしありましたら、いただければと思いますが、よろしいですか。

本当の「その他」で、私から1点またお願いなんですけれども、今環境行政っていうのは、地球温暖化の話が非常に注目されていますけれども、もう一個、近年重要視されているのは生物多様性という言葉が出てくるんですけれども、国家戦略ができて、2030年までに生物多様性の推進を図るという意味で、国内の30%、陸域・海域30%ぐらいを生物多様性を図る地域にしようということが求められています。その中で、保護区を直ぐに作るというのは難しいということで、それに代わるような場所を登録してはどうかということで、「30by30」30、30という言葉があるんですけれども、そういう場所が今後たくさん登録されていって、2030年、あともう数年先なんですけれども、そういう目標があるということで、岩手県内でも沢山、県有施設、例えば森林公園とか、いろんなところで、ちゃんと守られて、しっかり管理されている所がたくさんあると思います。そういった場所がもしかしたら「30by30」の候補地として登録して頂けるような場所があるんじゃないかなと思っておりますので、今

後、生物多様性の保全を図る上でも、今後、そういった場所があるかどうかも含めてご検討をして頂ければ大変ありがたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これは要望ですけれども。

はい。それでは、ほかにはございますか。よろしいですか。はい。ありがとうございました。それでは、発言が無いようですので、進行を事務局にお返しします。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

## 5. 閉 会

○小國副部長兼環境生活企画室長 渋谷会長ありがとうございました。

なお、今回の審議会でございますが、資料の情報量と、リモートの音声の不具合等々で予定した時間を大幅に超過する事態となりました。この場をお借りして、お詫び申し上げます。

さて、現在の委員の皆様任期でございますが、本年3月末までとなっております。本審議会が任期中最後の開催となります。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本県の環境行政に対し、貴重なご意見等々を頂戴致しましたことにつきまして、改めて感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

以上で、本日の審議会を終了とさせていただきます。委員の皆様大変お疲れ様でございました。どうもありがとうございました。